

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会（第 36 回） 議事録（案）**

1 日時

平成 29 年 3 月 7 日（月） 14:00～15:00

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館 総務省 8 階 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

主 査：安藤 真

主 査 代 理：浜口 清

専 門 委 員：飯塚 留美、伊藤 数子、大寺 廣幸、小笠原 守、小花 貞夫、
河野 隆二、鈴木 薫、玉眞 博義、田丸 健三郎、中原 俊二、
本多 美雄、松井 房樹、松尾 綾子、三谷 政昭、矢野 由紀子、
吉田貴容美

オ ブ ザ ー バ：（公共ブロードバンド移動通信システム高度化作業班主任）藤井 威生
事務局（総務省）：（重要無線室）近藤室長、石田課長補佐、川津原システム開発係長
（移動通信課）伊藤課長補佐、和田第一技術係長

4 配付資料

資料 36-1	陸上無線通信委員会（第 35 回）議事録（案）	事務局
資料 36-2-1	陸上無線通信委員会報告（案）	公共ブロードバンド移動通信システム高度化作業班
資料 36-2-2	陸上無線通信委員会報告（案）概要	公共ブロードバンド移動通信システム高度化作業班
参考 36-3	陸上無線通信委員会名簿	事務局

5 議事

(1) 前回議事録案の確認

事務局より資料 36-1 に基づき説明が行われ、（案）のとおり了承された。

(2) 委員会報告（案）「公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する技術的条件」

委員会報告（案）「公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する技術的条件」について、公共ブロードバンド移動通信システム高度化作業班藤井主任より資料 36-2-1 及び資料 36-2-2 に基づいて説明が行われた。なお、主な質疑等は以下のとおり。

河野専門委員： スライド 15 の 3 点目について、「運用者は同一であることから調整が可能」としているが、常に運用者が同一とは限らず調整は出来ないのではないか。

三谷専門委員： 書きぶりを修正した方がいいのではないか。

事務局： 公共ブロードバンド移動通信システムは、国または地方自治体が免許人として運用する前提であるため、運用者が異なることは想定していない。

安藤主査： それでは、そのことが分かるように記載を追加してもらいたい。

事務局： 了。

河野専門委員： 同じくスライド 15 の 2 点目について、「船舶どうしの近接が想定されない距離」とあるが、例えば瀬戸内海の狭水道であれば近接することが十分想定される。VHF 帯はよく飛ぶので、AIS に影響を与えることを十分考慮する必要がある。

- 事務局 : 報告(案)の95ページに、国際VHFとの共用に関する検討結果をまとめている。そこでは、国際VHFの設置が義務づけられている大型船舶を対象として検討を行っており、必要離隔距離は2.1kmとの検討結果を得ている。この場合であっても、フィルターを具備することで、必要離隔距離を90mに短縮することが可能である。
- 河野専門委員 : フィルターを具備する際には、技術的条件に適合していなければ意味がない。
- 事務局 : フィルターについては免許の観点から審査基準に記載するのがよいと思われる。
- 河野専門委員 : 審査基準に記載するというのであれば問題ないと思う。
- 安藤主査 : 報告(案)には何も記載しないのか。
- 事務局 : 報告(案)本体にも、フィルターについて具体的に数値を示すこととしたい。
- 安藤主査 : その方向で修正をお願いしたい。
-
- 小花専門委員 : 今回、多段中継利用については3つの方式について検討しているが、このうち1つの方式だけでも技術的条件を満足していれば問題ないとするのか。
- 藤井オブザーバ : 実装の際には、無線機製造メーカは3つの方式からいずれかを選ぶことになると思われる。
- 小花専門委員 : その場合、製品にはどの方式の技術的条件を満足しているかを明記するのか。記載がなければ、無線機を購入する側からするとどの方式を満足しているか分からなくなるのではないか。
- 河野専門委員 : 説明を聞いていた時点では、3つの方式全ての技術的条件を満足することが必要であると理解していた。いずれか1つの方式しか採用しない無線機どうしが共存し得るのか。海での利用は陸上での利用と異なり移動範囲が広がるため、近隣で使用する無線機のメーカが異なることも想定される。そうすると、使用するチャンネルが同じになることも考えられる。
- 事務局 : 全ての方式を採用する場合もあれば、機器が安くなるのであれば1つの方式のみ採用する場合もあるかと考えられる。どの方式を採用するのかは免許人の意思によると思われる。なお、公共ブロードバンド移動通信システムの免許人は国や地方自治体に限られており、異なる免許人に対して同じチャンネルを割り当てることは想定していない。
-
- 河野専門委員 : 公共ブロードバンド移動通信システムは、IEEE 802.16n ベースということだが、国際市場を考えた場合、どの程度の需要があるのか。
- 事務局 : 一例であるが、東南アジア等にデモンストレーションも兼ねて提供されていると聞いている。災害時の利用というよりは、デジタルデバインド解消に需要があると聞いている。
- 安藤主査 : このシステムは、伝送距離を今回検討した以上に延ばすために、データレートを500kbps よりも低くするということは想定していないという理解でよいか。
- 事務局 : 然り。映像伝送を主な目的とするシステムであるため、データレート500kbps以上を維持することになる。
- 安藤主査 : 本日の審議で専門委員からあったご指摘事項を反映した上で、委員会報告(案)とすることとしたい。

(3) その他

事務局から次回開催は4月6日(木)に開催を予定しており、議題等については決まり次第連絡する旨の説明が行われた。

(閉会)